

## 連結所得の金額の計算に関する明細書

		連 結 事 業 年 度	・	・	法 人 名	
区 分		総 額	処 分			
			留 保	社 外 流 出		
		①	②	③		
当期利益又は当期欠損の額の合計額 (別表四の二付表「1」)	1	円	円	配 当	円	
加減価償却の償却超過額	2			その他		
役員給与の損金不算入額	3			その他		
	4					
小 計	5					
減価償却超過額の当期認容額	6					
被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額	7			※		
国外子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額	8			※		
受贈益の益金不算入額	9			※		
適格現物分配に係る益金不算入額	10			※		
	11					
小 計	12			外 ※		
仮 計	13			外 ※		
加損金経理をした法人税及び復興特別法人税(附帯税を除く。)	14					
損金経理をした連結法人税個別帰属額及び連結復興特別法人税個別帰属額	15					
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)の負担額	16			その他		
損金経理をした道府県民税(利子割額を除く。)及び市町村民税	17					
損金経理をした道府県民税利子割額	18					
損金経理をした納税充当金	19					
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)及び加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過意税	20			その他		
小 計	21					
減収益として経理した連結法人税個別帰属額及び連結復興特別法人税個別帰属額	22					
収益として経理した附帯税(利子税を除く。)の受取額	23			※		
納稅充当金から支出した事業税等の金額	24					
法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	25					
所得税額等及び連結欠損金の繰戻しによる還付金額等	26			※		
小 計	27			外 ※		
仮 計	28			外 ※		
受取配当等の益金不算入額 (別表八の二「15」)	29	△			※	△
交際費等の損金不算入額 (別表十五の二「51」)	30				その他	
仮 計 ((28)から(30)までの計)	31			外 ※		
関連者等に係る支払利子等の損金不算入額 (別表十七の二(二)「29」)	32				その他	
連結超過利子額の損金算入額 (別表十七の二(三)「10」)	33	△			※	△
仮 計 ((31)から(33)までの計)	34			外 ※		
寄附金の損金不算入額 (別表十四の二「24」)	35				その他	
沖縄の認定法人の連結所得の特別控除額 (別表十の二(一)「14」+「16」+「21」+「22」)	36	△			※	△
国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の連結所得の金額の損金算入額又は益金算入額 (別表四の二付表「37」)	37				※	
認定研究開発事業法人等の連結所得の金額の損金算入額又は益金算入額 (別表四の二付表「38」)	38				※	
法的税額から控除される所得税額及び復興特別法人税額から控除される復興特別法人税額(別表六の二(一)「6の③」+復興特別法人税申告書別表二「6の③」)	39				その他	
税額控除の対象となる外国法人税の額 (別表四の二付表「40」)	40				その他	
連結組合等損失額の損金不算入額又は連結組合等損失超過合計額の損金算入額(別表四の二付表「41」)	41					
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の金額の損金算入額又は益金算入額 (別表四の二付表「42」)	42				※	
仮 計 ((34)+(35)+(36)±(37)±(38)+(39)+(40)+(41)±(42))	43			外 ※		
契約者配当の益金算入額 (別表四の二付表「44」)	44					
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	45			※		
仮 計 ((43)から(45)までの計)	46			外 ※		
連結欠損金等の当期控除額 (別表七の二「3の計」又は「16」)	47	△			※	△
仮 計 (46)+(47)	48				外 ※	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表四の二付表「49」)	49	△			※	△
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表四の二付表「50」)	50	△	△			
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表四の二付表「51」)	51	△	△			
関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額 (別表四の二付表「52」)	52	△	△			
中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額 (別表四の二付表「53」)	53	△	△			
再投資等準備金積立額の損金算入額 (別表四の二付表「54」)	54	△	△			
残余財産の確定の日の属する連結事業年度に係る事業税の損金算入額	55	△	△			
連結所得金額又は連結欠損金額	56				外 ※	